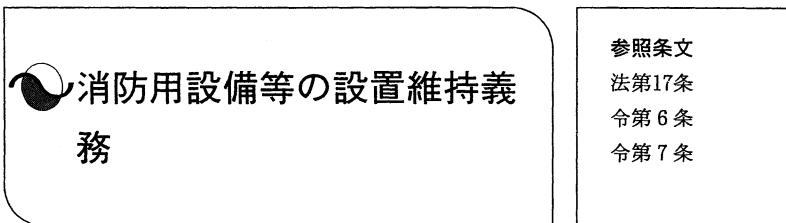


1 消防用設備等の設置維持義務



(平16. 7 改訂)

● 解 説 ●

1 近年経済社会生活の急速な発展に伴い、火災の形態も特異化し、複雑化し、わずかな不注意でも一瞬にして大災害をもたらし、人命や財産に多大な損害をもたらす危険性が増大している。このような火災による被害を最小限度に止めるため、法第17条第1項では、①政令で定める防火対象物の関係者は、②政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、③政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持することを義務づけている。

法の体系において消防用設備規制がなされたのは昭和23年である。この年に消防法が設定され、「一定の防火対象物の関係者は、市町村条例の定めるところにより、消火器その他消防の用に供する機械器具及び消防用水並びに避難器具を設置しなければならない」と規定された。

ところが、出火件数や火災による被害が増大するにもかかわらず、市町村の消防力は充実されず、法で委任された市町村の火災予防条例の制定状況も悪かったうえに、国民の権利義務に関する重大な制約でもあるこのような規

第1章 通 則 1 消防用設備等の設置維持義務

制措置が全国的に統一された水準のもとに行われず、十分徹底した形において実施されなかったこと等から、昭和35年法の一部改正が行われ、前述のように防火対象物一般に対し、国において統一的な基準が定められたのである。

② 消防設備規制の基本法は、法第17条第1項である。すなわち、法第17条では①政令で定める防火対象物の関係者は、②政令で定める技術上の基準に従って、③政令で定める消防用設備等を設置し、及び維持しなければならないと規定している。

1 ①の政令で定める防火対象物としては、法第2条第2項で定める防火対象物（山林又は舟車、船きょ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物）のうち、令第6条において、（具体的には同令別表第1）指定している。これは、火災の早期発見、早期通報、初期消火、安全避難等を行うため、広くあらゆる防火対象物について設置を義務づけることが望ましいが、出火した場合の人的、物的損害の程度、消防用設備等の設置及び維持に要する経済的負担等を考慮して限定されているものであり、個人住宅等は指定されていない。

令別表第1では用途に応じ防火対象物を22項目に区分している。

2 ②の政令で定める技術上の基準としては、令第2章第3節において消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準を具体的に規定している。この基準では、一般通則的な事項及び①の防火対象物の各項ごとに、面積又は収容人員による規模、危険物、又は指定可燃物の貯蔵又は取扱いの有無、防火対象物の構造、特定の階等に応じてそれぞれ一定の火災危険、人命危険等を想定して、それに応じた消防用設備等のうち特定種類のものを定め、次にそれを設置する個数、箇所、設置方法等について規定している。

3 ③の政令で定める消防用設備等としては、令第7条で、火災の早期発見、早期通報、初期消火、安全避難、消防活動等を有効に行えるものとして、約20種のものを指定している。

第1章 通 則 1 消防用設備等の設置維持義務

〔3〕近年、建築物の高層化、深層化、複雑化に加えて大空間を有する建築物、インテリジェント化した建築物など特殊な建築物を中心に、新技術やシステム化された消防用設備等の導入や個別の防火対象物に即した、より効果的かつ効率的な手法を選択できるようにする必要があること、建築基準法の改正により平成12年から性能規定化が導入されたことなどから、消防法令における消防用設備等に係る技術上の基準についても、現行の第17条第1項のような仕様書的な規定に加えて、性能規定の導入が要請されていた。

一方、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）においても、「技術上の基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるよう、仕様規定となっている基準については原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行う」とされ、さまざまな規制法令における技術基準の性能規定化は、政府の基本的な方針とされた。

このような背景のもと、消防庁では平成11年度から13年度にかけて消防用設備等の技術上の基準を性能規定化するための技術的な検討を行うために「総合防火安全対策手法の開発調査検討会（第1次消防総合プロジェクト）」を設け、防火安全対策のあり方に係る体系的検討、防火対象物の火災危険性の評価手法の検討、一定の条件下における消防用設備等に係る性能検証実験等が行われ、さらに平成14年度には消防用設備等の性能規定化に関する法制度の枠組みのあり方を検討するために「消防用設備等の性能規定化に関する推進検討会」が設けられ検討が重ねられてきた。

このような検討結果を踏まえ、平成15年6月「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律」（平成15年6月18日法律第84号）が公布され、続いて平成16年2月に「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成16年2月6日政令第19号）が、さらに平成16年3月には「消防法施行規則の一部を改正する省令」（平成16年3月26日総務省令第54号）が公布され、消防法令の技術基準に対して仕様書的規定に加えて性能規定が導入されることになった。具体的に

第1章 通 則 1 消防用設備等の設置維持義務

は、法第17条第1項の仕様的な規定に加えて客観的検証法に係る消防用設備等の位置付けとして、消防法施行令第29条の4（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）が設けられた。

さらに、客観的検証法等でも対応できないような新技術を導入できるようには、客観的検証法には適合しないものであっても優れた性能を有する技術であれば、これを積極的に導入するため、法第17条に第3項を設け、性能評価について高度な技術的識見を有する第三者機関による検証を踏まえて総務大臣が認定することができる規定が、設けられたところである。

参 照

性能規定、特殊消防用設備等の設置・維持が必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等、防火対象物、消防用設備等の種類

第1章 通 則 1 消防用設備等の設置維持義務



▣ 消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について（抄）

（平成16年2月6日 消防予第23号、消防安第10号、消防救第24号）

「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成16年政令第18号）」が平成16年2月6日に公布され、「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成15年法律第84号。以下「改正法」という。）」の一部の施行期日が平成16年6月1日と定められました。また、改正法の一部の施行等に伴い、「消防法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第19号）」が平成16年2月6日に公布され、改正法にあわせて施行されることとなりました。

今回の改正は、消防用設備等の技術上の基準に対する性能規定の導入等を内容とする改正法の一部の施行に伴い、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の基準及び消防設備士による特殊消防用設備等の工事又は整備の義務付け等を定めるほか、新築の工事中の建築物及び建造中の旅客船について防火管理の義務を課すとともに、防火管理者の資格に関する事項等について規定の整備を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

記

第一・第二 略

第三 消防用設備等の種類に関する事項

改正法による改正後の消防法（以下「消防法」という。）第17条第1項に規定する消防用設備等に、第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を追加したこと（令第7条第7項関係）。

第四 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の基準に関する事項

(1) 消防法第17条第1項の関係者は、令第29条の4第1項に規定する通常用いられる消防用設備等（以下「通常用いられる消防用設備等」という。）に代えて、その防火

第1章 通 則 1 消防用設備等の設置維持義務

安全性能が通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であることを消防長又は消防署長が認めた消防の用に供する設備等（以下「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」という。）を用いることができることとしたこと（令第29条の4第1項関係）。

- (2) 消防法第17条第1項の関係者は、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等について、通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上の防火安全性能を有するように設置し、及び維持しなければならないこととしたこと（令第29条の4第2項関係）。
- (3) 通常用いられる消防用設備等（それに代えて必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等が用いられるものに限る。）については、令第2章第3節第2款から第6款までの規定（令第10条から第29条の3までの規定）は適用しないこととしたこと（令第29条の4第3項関係）。

第五 消防用設備等の基準の特例に関する事項

消防法第17条第3項において特殊消防用設備等の総務大臣による認定制度を設けたことに伴い、後段部分を削除し、前段部分において「火災の発生及び延焼のおそれ」を「火災の発生又は延焼のおそれ」としたこと（令第32条関係）。

第六 消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備に関する事項

消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備の対象設備等に、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等及び消防法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等を追加したこと（令第36条の2関係）。

第七 略

第八 令別表第一(1)項に関する事項

令別表第一(1)項から(10)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が別表第一(1)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、別表第一(1)項に掲げる防火対象物であるほか、別表第一(1)項から(10)項までに掲げる防火対象物又はその部分としても扱うものとしたこと（令別表第一関係）。

第九 施行期日等に関する事項

(1) 施行期日